

平成29年12月14日

## 個人番号の利用目的の変更について

お客様 各位

東栄信用金庫

平素は、東栄信用金庫（以下「当金庫」といいます。）をご利用いただき誠にありがとうございます。  
ございます。

このたび、当金庫は、個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、  
当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

### 記

#### 個人番号の利用目的

当金庫は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的に利用いたしません。

- ①出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

以上